

## みやぎスマエネ倶楽部会員規約

### (目的)

第1条 みやぎスマエネ倶楽部（以下「本会」という。）は、宮城県が実施する「宮城県内の家庭における太陽光発電設備の導入によるCO2削減プロジェクト」の一環として、本会の会員が太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（令和3年3月11日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に定める認証委員会からJ-クレジットとして認証を受け、創出されたJ-クレジットを地域の環境教育事業等に利用することを目的とする。

### (運営及び管理)

第2条 本会の運営及び管理は、宮城県（以下「運営・管理者」という。）が行う。

2 運営・管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会参加申込書の受理及び参加要件の確認に係る業務
- (2) J-クレジット認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- (3) J-クレジット認証委員会へ実績報告及びJ-クレジットの認証申請に係る業務
- (4) 認証されたJ-クレジットの売却に関する業務
- (5) 地域の環境教育事業等への活用に係る業務

3 運営・管理者として必要な事務は、宮城県環境生活部再生可能エネルギー室において行う。ただし、運営・管理の全部または一部を外部に委託して行うことができるものとする。

### (入会申込)

第3条 本会に入会しようとする者は、「みやぎスマエネ倶楽部入会届」に必要事項を記入し、本会に提出するものとする。

### (入会資格)

第4条 本会に入会しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 「みやぎスマエネ倶楽部入会届」を提出した日の2年前の日以降に、太陽光発電設備を住宅に設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。
- (2) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (4) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ無償譲渡すること。
- (5) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

### (登録通知)

第5条 運営・管理者は、「みやぎスマエネ倶楽部入会届」の提出があった場合、第4条に定める要件を満たすことを確認の上、本会に入会しようとする者に対して、入会登録が完了した旨を通知しなければならない。

(入会期間)

第6条 会員の入会期間は、入会后8年間とする。

(実績報告)

第7条 会員は、運営・管理者から要請があった場合、運営・管理者が指定する日までに、運営・管理者あてに、発電実績を「みやぎスマエネ倶楽部発電実績等報告書」を郵送又は電子メール等で報告しなければならない。

(業務の報告)

第8条 運営・管理者は、会員に対して、第2条第2項各号に掲げる業務の実績について、年に1回、報告を行う。

2 前項の報告は、運営・管理者のホームページに掲載することにより行うものとする。

(退会)

第9条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、運営・管理者に「みやぎスマエネ倶楽部退会届」を提出するものとする。

2 運営・管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第4条に定める入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合
- (3) 前項の届出があった場合
- (4) 第6条に定める入会期間を経過した場合

(会費)

第10条 本会の会費は無料とする。

(会の存続期間)

第11条 本会の存続期間は、J-クレジット制度の実施期間である2031年3月31日までとする。ただし、同制度の実施期間が変更された場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第12条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

(規約の改訂)

第13条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改訂できるものとする。なお、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

附 則

本規約は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

本規約は、令和4年2月10日から施行する。